

○国立大学法人浜松医科大学学長選考会議規則

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号)

改正 平成 21 年 3 月 12 日規則第 8 号 平成 27 年 3 月 25 日規則第 11 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、国立大学法人法(平成 15 年法律第 112 号)第 12 条第 2 項及び国立大学法人浜松医科大学組織規則第 16 条第 2 項の規定に基づき、国立大学法人浜松医科大学(以下「本法人」という。)の学長選考会議(以下「選考会議」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 選考会議は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 経営協議会から選出された者(役員及び職員を除く。) 5 名
- (2) 教育研究評議会から選出された者(役員を除く。) 5 名
- 2 選考会議の定めるところにより、本法人の学長又は理事を委員に加えることができる。ただし、その数は、3 名を超えてはならない。
- 3 第 1 項及び第 2 項に定める委員が、学長選考の過程において、学長候補者又は推薦者となった場合は、辞任するものとし、第 1 項に規定する委員の欠員については、速やかに補充するものとする。

(議長)

第 3 条 選考会議に議長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 議長は、選考会議を招集し、会務を統括する。
- 3 議長に事故があるときは、あらかじめ議長の指名する委員が、その職務を代行する。

(審議事項)

第 4 条 選考会議は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 学長候補者の選考に関する事項
- (2) 学長の任期に関する事項
- (3) 学長の選考方法等に関する事項
- (4) 学長の業績評価に関する事項
- (5) 学長の解任の申出に関する事項
- (6) その他選考会議が必要と認める事項

(会議の成立及び議決方法)

第 5 条 選考会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

- 2 議事は、出席委員の過半数で議決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 前2項の規定にかかわらず、前条第5号に定める事項並びにこの規則及び次条に基づいて定める規程の改廃については、委員の3分の2以上の出席をもって会議を開き、出席した委員の3分の2以上をもって議決するものとする。

(選考及び解任手続等)

第6条 学長候補者の選考及び学長の解任手続等は、別に定めるところにより行うものとする。

(庶務)

第7条 選考会議の庶務は、人事課において処理する。

(規則の改廃)

第8条 この規則の改廃は、選考会議の議を経て、議長が行う。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月12日規則第8号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月25日規則第11号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。